

公共工事設計労務単価の改定(令和7年3月)に伴う特例措置に関する報告書

建設業の担い手確保・育成のため、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底が強く求められています。

そこで、労務単価改定に伴う特例措置に合わせた、(1)下請業者との契約変更、(2)標準見積書を活用した法定福利費の内訳明示による下請契約について調査しますので、ご協力をお願いします。

記入日	
契約番号	
工事件名	
会社名	
代表者名	

1 「新労務単価の下請けへの反映状況」及び「下請け契約における法定福利費」

- (1) 今回の労務単価改定に伴う特例措置を受け、下請契約に新労務単価の反映(下請契約の見直し)を行っていますか。

下請契約ごとに、次の表に工種、相手方及び新労務単価反映状況を記載してください。

(新労務単価反映状況は次の①～④を選択してください。)

- ① 増額変更した
- ② 設計単価より下請契約単価の方が上回っているため変更していない
- ③ 下請契約に新労務単価が影響しないため変更していない
- ④ その他の理由により変更していない(その他の理由もご記入してください)

No.	下請契約工種	下請契約の相手方 (社名)	新労務単価 反映状況	④を選択した方の「その他の理由」
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

※ 下請け契約の相手方には、警備会社も含めます。

- (2) 今回工事において、下請契約ごとに、標準見積書(法定福利費を内訳明示した見積書)などを活用して、下請契約が法定福利費相当額を適切に含んだ額になっているか確認していますか。
下請契約ごとに、次の表に工種、相手方及び法定福利費確認方法を記載してください。
(法定福利費確認方法は次の①～④を選択してください。)

- ① 標準見積書※で確認
- ② 見積書で確認(①以外の見積書)
- ③ その他で確認(その他の確認方法もご記入ください。)
- ④ 確認していない

標準見積書は、以下の国土交通省HPを参考にしてください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

No.	下請契約工種	下請契約の相手方 (社名)	法定福利費 確認方法	③を選択した方の「その他の確認方法」
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

※ 下請け契約の相手方には、警備会社も含めます。

2 その他自由意見

今回の特別措置を踏まえ、2次以下の下請契約で、法定福利費相当額を適切に含んだ額になっているか把握していましたら、その状況を記入してください。その他自由意見をお聞かせ下さい。

3 提出方法等

- (1) 工事完成後、速やかに工事担当課へ提出してください。下請契約が無い場合は提出の必要はありません。
- (2) この様式は、当公社ホームページの様式ダウンロード(入札・契約に関する様式)に掲載しています。 <https://www.y-hozen.or.jp/nyusatu/download/>

(問い合わせ先)

公益財団法人横浜市建築保全公社

総務課 契約係

電話番号 045-641-3124

FAX番号 045-664-7055